技 能 者 育 成 資 金 融 資

2025年7月1日現在

<table>
<tr><td>1. 資金使途</td><td>・職業訓練（職業能力開発大学校および公共職業能力開発施設（以下、「能開施設」といいます）の行う職業訓練）受講中の生活費</td></tr>
<tr><td>2. 貸出形式</td><td>・証書貸付</td></tr>
<tr><td>3. 貸出金額</td><td>・職業訓練を2課程連続受講する場合、複数回の融資利用ができます（その場合、上限は300万円以内となります）。
①　訓練課程別融資限度額
<table>
<tr><th rowspan="2">訓練課程</th><th rowspan="2">訓練期間（最長）</th><th colspan="2">融資限度額</th></tr>
<tr><th>自　宅</th><th>自宅外</th></tr>
<tr><td rowspan="4">普通課程の普通職業訓練</td><td>（高卒程度）１年</td><td>360,000</td><td>410,000</td></tr>
<tr><td>（高卒程度）２年</td><td>720,000</td><td>820,000</td></tr>
<tr><td>（高卒程度）３年</td><td>1,080,000</td><td>1,230,000</td></tr>
<tr><td>（高卒程度）４年</td><td>1,440,000</td><td>1,640,000</td></tr>
<tr><td>専門課程または応用課程の高度職業訓練</td><td>２年</td><td>1,200,000</td><td>1,380,000</td></tr>
<tr><td>総合課程の高度職業訓練</td><td>４年</td><td>2,400,000</td><td>2,760,000</td></tr>
<tr><td>指導員養成課程または高度養成課程の指導員養成訓練</td><td>２年</td><td>1,200,000</td><td>1,380,000</td></tr>
</table>
②　入校料（希望者のみ）
<table>
<tr><th>訓練課程</th><th>入校料</th></tr>
<tr><td>機構立専門課程</td><td>169,200</td></tr>
<tr><td>機構立応用課程</td><td>112,800</td></tr>
<tr><td>機構立総合課程</td><td>282,000</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>4. 貸出期間</td><td>・元金据置期間経過後、10年以内</td></tr>
<tr><td>5. 借入資格</td><td>・厚生労働省制定の要領に定める資格要件を充足し、能開施設の確認を得た、満18歳以上の方
かつ、生計を一にする父母が労働者（失業者および年金生活者を含む）であり、かつ、住所または勤め先が当金庫の営業エリア内にある方</td></tr>
<tr><td>6. 貸出金利</td><td>・年1.50%（固定金利）</td></tr>
<tr><td>7. 返済方式</td><td>・元利均等方式による月賦償還または月賦・半年賦併用による償還
元利均等償還とは、貸出期間を通じて元金と利息の合計額が均等となるよう計算された一定額を毎回支払う方式をいいます。
・元金据置期間中の取扱い
元金据置期間中は、元金の返済を行わず、経過利息のみを「月賦償還」により、お支払いいただきます。</td></tr>
<tr><td>8. 保　　証</td><td>・(一社)日本労働者信用基金協会</td></tr>
<tr><td>9. 保証料等
(1)保証料

(2)連帯保証人

(3)手数料</td><td>・年0.50%（月次後払方式）
貸出金利に上乗せしてお支払いただきます。

・不　要

・不　要</td></tr>
<tr><td>10. 担　　保</td><td>・不　要</td></tr>
</table>

11. ろうきんへの相談・苦情・お問合わせ	・ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問合わせは下記のフリーダイヤルをご利用ください。 【窓口：中国労働金庫 お客さま相談窓口】0120-86-3760 受付時間　平日　午前9時～午後6時 （土日祝日・振替休日・12月31日～1月3日は休業） なお、苦情対応の手続については、別途パンフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当金庫ホームページをご覧ください。 ホームページアドレス　https://www.chugoku.rokin.or.jp
12. 第三者機関に問題解決を相談したい場合	・弁護士会の「仲裁センター」にご相談いただくためのご紹介もいたします。 なお、お客様が直接弁護士会へ申し出ることも可能です。 【窓口：（一社）全国労働金庫協会　ろうきん相談所】0120-177-288 受付時間　平日　午前9時～午後5時 【仲裁センター】東京弁護士会紛争解決センター：03-3581-0031、第一東京弁護士会仲裁センター：03-3595-8588、第二東京弁護士会仲裁センター：03-3581-2249 ※　仲裁センターご利用にあたっての詳細についても、上記のフリーダイヤルにお問合わせいただくか、当金庫のホームページをご覧ください。 ホームページアドレス　https://www.chugoku.rokin.or.jp
13. そ　の　他	・借入者が死亡または心身障がいのため労働能力を喪失し、返済が不能になった旨の申し出と申請手続きを連帯保証人・相続人から取扱店へいただくと、以後の返済は免除されます。

ろうきん

※　返済額についてご希望がありましたら試算いたしますので、店頭にてお気軽にご相談ください。